

令和8年4月1日

長岡市長様

令和8年度老人クラブ補助金交付申請書

令和8年度老人クラブ補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)	
	老人クラブ名	
	(フリガナ)	
	会長氏名	
	会長の自宅住所	長岡市
	会長の自宅電話番号	— —
補助金交付申請額 (頭部に¥をつけること)		円
申請上限額	<input type="checkbox"/> 30人以上	① 均等割 1,950円×12か月＝ 23,400円
		② 会員割 (40円×12か月＝480円)× 名＝ 円
		① + ② = 円
	<input type="checkbox"/> 29人以下	① 均等割 1,350円×12か月＝ 16,200円
		② 会員割 (40円×12か月＝480円)× 名＝ 円
		① + ② = 円
添付書類	(1) 令和8年度老人クラブ年間活動計画書	
	(2) 令和8年度老人クラブ予算書	
	(3) 令和8年度老人クラブ会員増減報告書	

(1) 令和8年度老人クラブ年間活動計画書

クラブ名

<月別活動内容>

月	活動の種類				主な活動内容
	教養活動	健康活動	地域活動	その他	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					

- ※1 「活動の種類」の該当する項目に○をつけ、「主な活動内容」に活動の実績を記入してください。(参考:説明会資料P4・5)
原則として、年度内に「教養」「健康」「地域」の各種活動を総合的に行っていることが補助金の交付条件です。
- ※2 活動のない月は記入不要です。

(2) 令和8年度老人クラブ予算書

クラブ名 _____

(1) 収入の部

項目	金額(円)	説明
1 会費		円×名 円×名 (会費免除者：名)
2 長岡市補助金		令和8年度の交付申請額
3 町内会助成金		
4 その他の収入		
5 前年度繰越金		令和7年度実績報告時の収支で繰越金となった額
収入の合計 (1～5の合計)		

(2) 支出の部

項目	金額(円)	説明
補助対象とした経費		
小計(A)		
「補助対象とした経費」 以外の経費(B)		
支出の合計 (A+B)		「収入の合計」=「支出の合計」

- ※1 説明欄に内容を簡略に記入してください。
- ※2 収入・支出の各項目で金額が0円の場合は金額欄に「0」を記入してください。
- ※3 収入の部の会費は、会費免除者や軽減者も含めて説明欄に記載し、記載した人数の総数が「老人クラブ会員増減報告書」の人数と一致するようにしてください。
- ※4 飲み会(忘年会、新年会、慰労会など)や役員報酬、募金、慶弔費、分担金等は補助の対象外です。

(3) 令和8年度 老人クラブ会員増減報告書

令和8年4月1日現在

クラブ名 _____

① 交付申請時 報告者数 (令和7年4月1日会員数) 計 名

② 加入者数 計 名

(内 訳)

	氏 名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

③ 退会者数 計 名

(内 訳)

	氏 名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

④ 令和8年4月1日会員数 (上記①+②-③) 計 名

※欄が不足する場合は、余白に書くか、またはもう一枚用紙を用意して内訳の続きを記入してください。

令和8年度 老人クラブ補助金請求書

令和 8 年 月 日

長岡市長様

請求金額	円
------	---

※金額の頭部に¥をつけてください。

ただし、令和8年度老人クラブ補助金として上記金額を請求いたします。

請求者 (老人クラブ会長)	会長住所		
	老人クラブ名		
	役職名	会長	
	会長氏名		

振込先口座情報			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所 営業部	
預金種目	普通 ・ 当座		
口座番号 (右詰めで記入)			
フリガナ			
口座名義			

※通帳のコピーを添付してください(表紙及び表紙をめくった上下のページ)。

長岡市処理欄	請求書受理年月日		確認者印	
--------	----------	--	------	--

委 任 状

令和 8 年 月 日

長 岡 市 長 様

私（委任者）は、長岡市から支払われる令和8年度老人クラブ補助金の受領に関する一切の権限を次のとおり受任者に委任します。

委 任 者 (老人クラブ会長)	会 長 住 所		
	老人クラブ名		
	役 職 名	会 長	
	会 長 氏 名	Ⓜ	

受 任 者 (通帳の口座名義に なっている人)	住 所		
	団 体 名		
	役職名・氏名		

※受任者欄の「団体名」及び「役職名・氏名」が通帳の口座名義と同一となること。